

国保年金課からのお知らせ

国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます 年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるために必要な「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が下記のとおり日本年金機構本部から送付されますので、**年末調整**や**確定申告**の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

控除証明書送付日程

- ① **平成30年1月1日～10月1日まで**に国民年金保険料を納付された方については、
平成30年11月上旬 送付
ただし、**9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで保険料を納付された一部の方**については、
平成30年11月中旬 送付
- ② **平成30年10月2日～12月31日まで**に**今年はじめて**国民年金保険料を納付された方については、
平成31年2月上旬 送付

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。

11月・12月は、マイナンバーカード取得促進の取組月間です！

暮らしの便利がギュッと詰まったマイナンバーカードを安心してご利用いただくため、県と県内全30市町村では、11月・12月をマイナンバーカード取得促進の取組月間として、各種イベントや年末調整事前説明会等の様々な機会を捉えて積極的に取組を行います。



実施期間 11月1日（木）～12月28日（金）

取組内容 ①マイナンバー制度おはなし講座の実施（安全対策の周知）※1
②マイナンバーカード申請代行※2

※1 詳しくは、和歌山県市町村課行政班あてお問い合わせください。（073-441-2192）

※2 市町村役場窓口において、マイナンバーカードの申請代行（補助）を行います。

マイナンバーカードの利用シーン

マイナンバーの提示と
本人確認がこれ一枚で完結！
マイナンバーカード
初回交付「無料」！



国税の電子申告（e-Tax）
など各種行政手続きのオンライ
ン申請が可能に！



自宅から
ネットが便利
申告・納税
e-Tax
国税電子申告・納税システム

国民年金の各種届出・申請等のサービス拡大！

①窓口における相談・照会対応 ②住所・氏名変更等の届出省略

取組全般については、和歌山県総務部市町村課
（073-441-2192）までお問い合わせください。

市役所市民課

（通知カード・マイナンバーカード担当）☎0738-23-5500

市役所総務課（マイナンバー制度担当）☎0738-23-5516



マイナンバー 和歌山県 検索